

京都市告示第329号

京都市西京極総合運動公園条例第4条ただし書の規定により、西京極総合運動公園プール施設（京都アクアリーナ）のメインプール・飛び込みプールを供用しない日について、次のとおり変更します。

令和5年9月21日

京都市長 門川大作

火曜日を除く、令和5年9月25日（月）から同年10月28日（土）における供用時間を供用しない日に加える。

（理由）

メインプール・飛び込みプールからアイススケートリンクへの転換工事及びアイススケート運営開始に向けた準備を行うため。

（文化市民局市民スポーツ振興室）